

## 平成 22 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 22 年 8 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（34 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	21 番	山本 隆久	君
2 番	滝下清三郎	君	22 番	浦上 廣幸	君
3 番	川崎眞志男	君	23 番		君
4 番	坂上 眞守	君	24 番	山田 昭則	君
5 番	梅本 秀幸	君	25 番	川峯 正美	君
6 番		君	26 番	佐藤 駿二	君
7 番	佐々木碩哉	君	27 番	池田 裕之	君
8 番	稲田 秀敏	君	28 番	川原 昭雄	君
9 番	鶴田 雄士	君	29 番	前田 達也	君
10 番	元島 正則	君	30 番	小松 信男	君
11 番	松岡 健吾	君	31 番	江良 邦勝	君
12 番	井上 哲晴	君	32 番	落合 正實	君
13 番		君	33 番	宮崎 義一	君
14 番	山本 友保	君	34 番	椎葉 次穂	君
15 番	森岡 一正	君	35 番	松原 高弘	君
16 番	大塚 宏	君	36 番		君
17 番	松川 兼光	君	37 番	戸谷 泰典	君
18 番	倉田 喜一	君	38 番	森本 文隆	君
19 番	川口 直	君			
20 番	原田 康盛	君			

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

6 番	福本 富人	君	23 番	平岡 秀樹	君
13 番	松本 明博	君	36 番	小堀田幸一	君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 任	吉田 直哉
主 幹	中村 政一	主 任	松村 康平
主 任	浦上 達也		

#### 4、議事日程

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 47 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 48 号	買受適格証明願（耕作目的）について
日程第 4	議第 49 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 50 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議第 51 号	農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局長 皆さんこんにちは。ただ今から、平成22年第8回総会を開会いたします。はじめに、鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

○会長（鬼塚猛清君） 皆さんこんにちは。8月も過ぎようとしておりますけれども、残暑厳しい中で熱中症なりの健康に留意しながら、家業あるいは今後の公務に頑張っていたきたいと思います。

先ほど事務局長から耕作放棄地調整員の塩田さんをご紹介いただきました。天草だけでなく日本全国で耕作放棄地が増加しています。やはり高齢化、後継者不足、農業所得の減少というような要因が重なったことだとは言われています。一方国は食料自給率を50%に上げろとは言いますが、現在の流れでは10年間現在の耕地面積を維持していかないと面積が足りないということでございます。耕作放棄地については、国も本気になって取り組む姿勢を見せています。また、20日に開催されました、県農業会議総会でも耕作放棄地対策の関連のことが出てきましたけれども、その内容については、総会終了後に皆さんにご報告を申したいと思います。

今後塩田さんから地域事情に詳しい各委員さんに協力をお願いすることがありますので、その折は一緒になって、ご協力をよろしくをお願いします。

○事務局長 本日は、6番福本委員、13番松本委員、36番小堀田委員から欠席の届けが出ております。また23番平岡委員がお見えではございませんが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

---

○議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただきますことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 それでは、25番川峯正美委員、26番佐藤駿二委員を指名いたします。

---

○議長 日程第2、議第47号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各審議案件について一括して説明をお願いします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため、●町の譲渡人●さんより贈与により●町の畑●㎡を取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで25キロ未満で自動車では30分以内で容易に通作でき、申請地は梅、オリーブ及び野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに

本人から聴取した結果、今回取得する農地については、すべて耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

2番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため、●市の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで10キロ以内で容易に通作でき、申請地は、水稻を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、全部効率利用を行うと認められます。農作業従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

○事務局 3番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡と畑●㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

4番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地には水稻を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

5番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため●市在住の譲渡人●さんより、●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地には梅を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

6番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため●市在住の譲渡人●さんより、●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については住所地から農地までの距離は全て10キロ以内で容易に通作でき、申請地には野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

○事務局 7番について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●町の●さんより●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。現在は利用変更により畑作をされています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。現在の経営面積は●アールですが、この後の農業経営基盤強化促進法で審議されます●㎡と合わせますと下限面積である40アールを超えます。以下不許可要件には該当しておりません。

8番について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●町の●さんより●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長 1番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○委員 ●番●です。1番について説明します。この土地は県営で畑地造成をしたところです。昨年、農地パトロールを実施したときは遊休地になっていましたが、今回の申請に伴い現地確認に行きましたところ、綺麗に草払いがしてありました。所有権移転を機に遊休地となっていた農地が、まとまって耕作されるのは非常に良い事だと思います。問題はないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。2番について説明します。●県の譲渡人のところは、譲受人のお母さんの実家だそうです。申請地は譲受人がずっと耕作してしていたそうですが、今回売買ということで話がまとまったそうです。何も問題はないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。3番の件について説明します。申請物件は家を継いだお兄さんの子である譲渡人の名義になっている土地だそうです。譲受人は学校を卒業と同時に勤めに出られたそうですが、お兄さんが亡くなられて、奥さんと子供さんが農業ができないということで、家の後継者として●年前に帰って来られたそうです。それからずっとイチゴ、水稲、ミカンなどの栽培をされているということで、何ら問題になるところはないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。4番の件について説明します。譲渡人と譲受人の家は近所にあります。

譲受人は黒毛和牛の繁殖を中心に畜産を手広くやっておられます。農業経営規模拡大のためということで売買の申請がなされています。何ら問題になるところはないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。5番の件について説明します。申請地の耕作を譲受人がしており、譲渡人は●から帰って来ないということで、譲渡人から売買の話を持ちかけて合意できたそうです。何ら問題になるところはないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。6番の件について説明します。申請地は譲受人の自宅のすぐ裏にあり、野菜畑として借りて耕作しておられたそうです。譲渡人から売買の話があり合意できたそうです。特に問題になるところはないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。7番の件について説明します。譲受人は養豚農家で、申請地は譲受人の自宅の前にあり、譲受人が現在耕作されておられるそうです。現在の経営面積が●アールとなっておりますが、事務局からも説明がありましたとおり今回の利用権設定であがっております●アールと申請面積を合計して天草市の下限面積である40アールを超えています。この利用権設定の農地も実は数年前から譲受人が耕作を続けていたということで、特に問題になるところはないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。8番の件について説明します。申請地は譲受人の自宅のそばで現在も譲受人が耕作をしておられるそうです。特に問題になるところはないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第3、議第48号、買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の●さんは農業経営規模拡大のため、●町の畑●m<sup>2</sup>を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離はすべて10キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。また、農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

競売の場所は熊本地方裁判所売却場です。附帯決議として「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き県へ進達できるものとする。」としております。

○委員 ●番●です。申請地は本来●委員の担当区域ですが、本日欠席しておりますので、代わりましてご説明いたします。申請地は申請人の自宅のそばで、現在の名義人は申請人のお母さんになります。訳あって競売に付された母名義の土地を息子が競売に参加して耕作目的で落札したいということです。申請人は兼業ではありますが●反ほど耕作をしています。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第4、議第49号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●にお住まいの●さんは、帰郷後の自己住宅を建築するため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地基準は第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明が提出してあり適当です。営農条件への支障については、隣接地に農地はありません。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。また、申請地一帯は土地が整地され、ゲートボール場及び子供達の遊び場として利用されていたため、始末書が添付してあります。

○委員 ●番●です。1番について説明いたします。申請人は現在●にお住まいですが、定年後に帰郷したいということで、自己住宅の建築を計画されたそうです。市の水道より給水し、汚水等は下水道に排水という計画です。周囲に農地はなく問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の●さんは、●町●の畑●㎡をヒノキの植林のため転用したいというものです。既に、植林されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地基準は、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障については、隣接農地の同意書が添付してあり適当です。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

○委員 ●番●です。2番について説明いたします。申請地の状況等は位置図及び現場写真をご覧いただきたいと思います。集落からも離れており、隣接農地の同意も取れていますので、問題はないと思いますので審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について説明をお願いします。



○事務局 3番について説明します。●町の●さんは住宅用地とするため、●町の田●㎡を転用したいというものです。すでに住宅用地とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○委員 ●番●です。3番について説明いたします。申請人は家の建て替えのときに、家の前のスペースが狭くなったために、隣接していた農地を埋め立てて庭と同じ高さにして、車の方向転換及び駐車場として利用していたそうです。始末書が添付されています。家の前は道路のため、隣接農地はありません。問題はないと思いますので審議をよろしくお願いたします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第5、議第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、個人住宅を建築するため、●市の譲渡人●さんより、●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明書が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。1番について説明いたします。申請地は以前区画整理がされた場所で●団地という名称です。当初の区画整理の目的が宅地化ということで、問題はないと思いますので審議をよろしくお願いたします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の譲受人●さんは、●事業所を開設するにあたり、●2棟を建築するため、●市の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、都市計画区域内の

第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付されております。現在、障害福祉サービス事業所指定の県知事の許可申請中で、許可の見込みとなっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。2番について説明します。位置図及び写真は9ページと10ページにあります。申請目的は自立生活を希望する障害をお持ちの方が入所する施設の建設です。市の水道より給水し、敷地内の雨水は溜め枡を設けた敷地内の排水路に集水し道路側溝へ放流、汚水等は下水道に排水という計画です。周囲は宅地化が進んでおり隣接農地の同意書がつけてあります。問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の借受人●さんは、個人住宅を建築するため、●市の貸渡人●さんより、●町の畑●㎡を使用貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。3番について説明します。申請人は現在借家住まいのため使用貸借により自己住宅を建築したいというものであります。位置図及び写真は11ページと12ページにあります。市の水道より給水し、汚水等は下水道に排水という計画です。周囲は宅地化が進んでおり隣接農地の同意書がつけてあります。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●町の●さんと●さんは、個人住宅建築のため、●町の譲渡人●さんより、●町の畑●㎡の内●㎡を分筆し、売買により転用したいというものです。現場写真の14ページをご覧いただければわかりますが、農地の間の空いた部分が道路となっております、ここの道路も分筆し、一体として利用されるものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となって

おります。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。4番について説明します。14ページの写真をご覧いただければわかり易いと思いますが、申請地の前に国道があります。この地区は国道が建設されるときに宅地として利用することを前提に区画整理がされているところです。申請人は現在●町で借家住まいですが、地元である申請地区に自己住宅を建てたいということです。市の水道より給水し、汚水等は合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流する計画です。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●町の譲受人●さんは植林するため、●市の●さんより、●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。5番について説明します。申請地は15、16ページをご覧ください。東側の山手になります。譲渡人が●にお住まいで農地として管理ができないので、隣接した山林の所有者である譲受人に相談して合意ができたそうです。隣接農地の同意も取れていますので、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●町の譲受人●さんは農業用倉庫として、譲渡人●さんから●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。すでに建築されているため始末書が添付されております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。6番について説明します。現場を確認に行きましたら18ページの写真のとおり古い農業用倉庫が建っております。その後に申請人の家が建っています。以前から申請人が使用していたとのことでしたので、始末書が添付されています。特別問題は

ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明します。●市の借受人●さんは店舗及び駐車場とするため、貸渡人●さんより田●㎡を賃借により転用したいというものです。この案件は昨年11月に農振農用地からの除外申請がなされ、農業委員会でも審議がなされ、今月8月20日に除外が承認されました。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件については、残高証明が提出してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。7番について説明します。場所等については資料の19、20ページを参照いただきたいと思います。申請地の周囲は道路や水路、あるいは家に囲まれております。給水はボーリング、敷地内の雨水は側溝を設け道路側溝への放流、汚水は汲み取りの計画です。排水について、地区区長の同意が添付されていますので、特別問題はないと思います。ただ、近所の住民の方が2、3人反対をされているようですが、農地法の許可要件は満たしておりますので、問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

○質問委員1 ●番●です。店舗の申請ですが、近所の方が反対されているということですが、農業用水路には影響はないんですか。

○担当委員 汚水は汲み取り式にするということで、農業用水路には影響はありません。

○質問委員1 ●番●です。農業用水路等には影響がないということですが、地元の反対があるということは、よく確認したうえで審議しないとだめではないんですか。

○担当委員 反対されている方はおられますが、申請人と反対者の問題であって、そこまで突っ込んで、総会場で審議する必要があるのかと思います。

○質問委員1 農業委員会が許可を出す訳ですから、近所に反対があると後々問題になると思うわけです。これについては、申請人が反対の方に頭を下げて納得のいくように説明して、解決しておかなければならないと思うわけです。

○議長 担当委員さんにお聞きしたいんですが、2、3人の反対の方というのが隣接地の農業上の問題ではなくて、商売とか、人間関係の問題でしょうか。

○担当委員 20ページの写真をご覧ください。国道側から取った写真ですが、左側に軒先が写っています。ここは大雨のときに国道が水没して川のようなところなんです。申請地に店舗を作るには埋め立てて嵩上げをする必要がありますが、ここの家の方は、申請地の嵩上げによって、大雨のとき自分の家が浸水しないか心配で反対をされております。そのこ

とについては申請人にも聞きましたところ、反対者の家の周囲に低いブロック塀を作って申請地の敷地からは雨水が流入しないようにするということでした。それと右手の方の家の方は、自分の家のすぐ前に建物が建つものですから、たぶん見通しが悪くなるので反対されているのではなからうかと思えます。そういった反対意見まで考えて審議する必要があるかなという気がするわけです。農地法の5条の許可要件をクリアーしていただいているのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○質問委員2 ●番●です。担当委員がしきりに説明をしてくださいますけれども、農業委員会が許可するには、やはり全体的な雰囲気を考えて許可した方が良くであろうと私は考えています。なぜならば、反対をしている方たちも生活をしていく上では、その権利があるわけです。右手の家の人、左手の人もおそらく影響があると思うわけですので、店の責任者が人任せではなくて、いろんな条件を持って相談をすべきではないのかなと思うわけです。許可をする農業委員会にも地元の委員さんにも影響があると思いますので、慎重に審議をすべきではないのかなと思うわけでございます。

○議長 今、●委員から意見があったんですけれども、やはりここを埋め立てて周囲が浸水するということになると、申請人が影響がないようにする、そしてまた了解をもらうというのが、常識ではないかなと思うわけでございます。そして農地については事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から若干の補足説明をさせていただきます。まず、用排水の関係ですが、地域の事情に詳しい支所の課長さんにも確認したんですが、周辺の農地と関係がない経路になっていました。

また、この申請地一帯が周囲より数十センチ低いところで、排水路から河川を通じて●に排水される分と埋立地の排水路から樋門を経由して海に排水される地域です。大雨が降ったとき満潮と時間帯が重なりますと最終的な排水ができずに冠水するところでございます。国道も水没して通行止めとなっていました。そんな状況の中で、中程度の雨のときに、申請地の水田が一番低い場所ですので、潮溜まり的と言いますか、遊水池的な役割をして住宅への浸水がなかったというケースがあったのではないかと思います。その為にこの水田は排水不良地として遊休地化していった訳です。また、別の所でも今回の所有者の耕作放棄地があり、草払い等の管理をめぐって隣接農地の方との間に感情的なもつれがあるということも地域の方から聞いております。

今回、反対されているのが、個人間のいさかいの問題が大きいと思われるのと、遊水池の役割をしていた申請地が嵩上げされることに対しての反対ではないかと聞いております。また、申請人の方が申請書を持って事務局に相談においでになったときも、地区の方々と十分話し合いをしてご理解をいただけるような方策をお願いしますということは私からも申しております。

そして最後に事務局からのお願いでございますが、先ほどから●委員さんがおっしゃられていますように、農地法の許可要件、審査基準に従ってご審議をお願いしたいということです。よろしくお願いいたします。

- 議長 事務局からも補足説明がありました、他にご意見はありませんか。
- 質問委員 1 事務局の意向、意向と言うばってん、事務局の意向ばかりじゃなあ、こんな地元の反対があれば、まして面積も広いし、ここを埋め上げれば近隣が浸水することがわかつとる訳ですよ。家にも迷惑、田にも迷惑する。これは農地法の許可要件が通ったでか農業委員会も通してよかじゃっかということで、法律がそうなつとるといって、これば通せばならんもね。地元の反対があつとに農業委員会がそれを通せば後々地元の住民が迷惑ですよ。
- 議長 ●委員の言うのもわかりますが、やはり自分たちは農業委員であつて隣接農地なり、周辺農業に害を及ぼすならば、色々と考えていかなければならないけれども、浸水するからと反対する人も、そういう土地に家を建てているんじゃないかと、それを隣に家が建つからとそれに反対するというのはどうかとも思うし、そこまで審議する必要があるかなという気もします。やはり農業委員会と言うものは、用水とか排水とかいろんな面で農地に害を及ぼすならば、農地をしっかりと守っていかなきゃいけない、そして農地法の要件以外の地元の反対には申請人がしっかり対応していくのが原則じゃないかなと思います。皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。他にございせんか。
- 質問委員 2 今、事務局がおっしゃられたことが農業委員会に当てはまるかと言うと、ややずれがあると思う訳です。では、農業委員会は3・4・5条をどのように許可をしていくのかと。当然そういう同意は「隣接地の同意はもらいましたか」とか、あるいは始末書がどうかとかいう議論はもう言わなくてもいいはずになってきます。だがこれは当然農業委員会に出された以上は、「もろもろの解決はしておりますか」とか、たとえば墓地に転用する場合は、保健所、区長、周辺 200 メートル同意、色々な条件があるじゃないですか。そういうもろもろの条件がそろってこそはじめて農業委員会は良いでしょうという許可が下りるはずですよ。農業委員会はただ出されたものを、そこまで調べなくていい、そこまで意見を述べなくてもいいと言うことであれば農業委員会は消滅しますよ。何のために農業委員会をするのかと。農業委員会に与えられたのはそういったもろもろの、●委員の言うことも当然、われわれの言うことも当然、これがそろってこそはじめて許可はする訳です。そこで申請人が、それじゃ隣接の人に「どれだけの迷惑のかからないことはいたします」とか、たとえば「地上げはあなた方の宅地に相当するところまでしか上げません」とか、排水が悪いならば、「排水の整備も市役所の方にもご相談しましょう」、あるいは「皆さんにもご相談しましょう」と「被害がないように私たちはいたします」ということがそろってこそはじめて建設がなされる訳でしょ。と私は思います。
- 議長 農地転用の同意の関係ですが、隣地が家の場合は、その同意はもらってませんし、隣接地が農地の場合でも、いろいろの人間関係でもらえない場合があります。そういう訳で、同意書の取得は決して強制ではありません。
- 質問委員 3 ●番●です。まあ、●委員、●委員の意見も良くわかるんですが、農地の転用申請の場合、隣接の農地に対してどういった影響があるのかということをお農業委員会で審議して、許可、不許可の判断をする訳であつて、今回の案件を今おうかがいすると、

農地を利用することで何らかの問題があるというものでないと思います。そういう場合、申請人のいろんな対処のしかたで解決できる問題じゃないかと思います。特に排水の問題ですが、農地の場合で排水が悪くなって耕作ができなくなるという場合は、これは非常に問題であって、われわれとしても許可は出せないんじゃないかと思うわけです。そういったことをかんがみながら審議していくべきではないかと思うわけです。特に最近、近隣で河川改修が行われているわけですね。そのことで近隣の排水不良が解決するんじゃないかと思うんですが、そのことについては、私はよくわからないんですが、私の意見はそういったことです。

○事務局 先ほど●委員さんがおっしゃられた排水不良の問題なんですが、現在確かに河川改修工事が行われております。また、数年前に強制排水の施設が建設されております。それからは、ここの地区一帯が国道まで水没したことはないかと記憶しています。今度の転用申請で嵩上げ工事を実施することで、先ほど申し上げました中程度の雨のとき、申請地が遊水地となっただけで済んでいたような場合に影響が出るのかもしれませんが、ただ、●委員さんのご意見にもありましたように、総会の事務局説明の中で申しております同意と言いますのは、隣接地が農地、あるいは周辺の耕作に影響があると思われる場合だけであります。転用行為の妨げになる権利を有するものの同意、あるいは計画の妥当性、確実性の部分で関係権利者の同意を求めている場合もありますが、基本的には営農上の支障の有無を重点として書類審査を行い、総会の説明の中で「同意書が添付されています。」と申し上げているところでございます。決して隣接所有者全員について同意を求めている訳ではございません。農地法の許可要件、審査基準に基づいてご審議いただきたいというのは、そういったところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長 この件に関しましては、農振除外の審議もいたしました。そして今回転用申請の審議を行っているわけですが、今回も営農上の支障がある隣接農地、耕作に支障がある周辺農地からの反対はありません。地区担当委員さん、●委員さんの意見にもありましたように、この反対は申請人と近隣住民との関係であって、農業委員会との関係ではないと思います。

ここで、皆さんの挙手で、許可、不許可の決をとりたいと思います。許可に賛同される方の挙手を求めます。事務局は数の確認をお願いします。

(議長を除く 33 名中、挙手した者 29 名)

○議長 賛成多数と認めます。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番につきまして説明をお願いします。

○事務局 8番について説明します。●町の譲受人●さんは里道拡幅のため、譲渡人●さんより●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

○委員 ●番●です。8番について説明します。譲受人は●寺までの参道を拡幅するために譲渡人より土地を買収するというものであります。拡幅ですので隣接農地の一部を21ページの資料のとおり分筆する計画です。現地を確認しに行きましたが、現在2.2mしか幅がなく、軽自動車しか通れないということで、3.5mまで拡幅したいということでした。特別問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 それでは、日程第6、議第51号、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第51号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の●町の●さんほか利用権の新規設定の計画が15件、再設定の計画が26件で、総面積は101,248㎡となっております。

以上の計画は、市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしとの声あり)

○議長 それでは1番から41番までの件について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番から41番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成22年天草市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

午後3時24分

閉会